

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和2年度	次回見直し予定	令和7年度
条 例 名	神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例				
条 例 番 号	平成22年神奈川県条例第15号	法 規 集	第8編第2章第2節		
所 管 室 課	健康医療局保健医療部医療課				
条 例 の 概 要	将来県内において地域医療を担う有能な人材（以下「地域枠医師」という）の育成及び確保を図るため、神奈川県地域医療医師修学資金（以下「修学資金」という）の貸付けに関し必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	将来県内において、地域医療に従事する地域枠医師を育成、確保するため、修学資金の貸付に関し定める条例であり、現在でも必要な条例である。			
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	地域枠医師は大部分が県内で就業しており、県内の有能な医師人材の育成・確保に有効に寄与している。			令和2年度 （貸付者） 県内就業数/ 初期臨床研 修修了者数 34人/41人
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	修学資金の額、返還方法等については、いずれも適当であり、効率的な事務執行がなされている。			
	基本方針適 合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	神奈川県保健医療計画において、医療従事者の確保対策の推進をしているところであり、修学資金の貸付を規定する本条例の内容は、県政の基本的な方針に適合している。			
	適法性 （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	修学資金の貸付、返還、免除等について規定するものであり、憲法、法令には抵触しない。			
	その他				
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。			理 由 等  令和元年7月に運用の改善等を含む条例改正を行ったところであり、現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等は必要ない。	